

# 新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務 仕様書

## 1 事業名称

新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務

## 2 適用範囲

本仕様書は、生駒市(以下「発注者」という。)が委託する「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務」(以下「本業務」という。)に適用する。なお、本仕様書は、本業務において発注者が求める基本的な考え方及び必須の業務項目を示すものであり、具体的な実施手法、工程、実施体制及び実施規模については、受注者の提案によるものとする。受注者は、本業務に係る各業務の実施に当たっては、地域コミュニティ推進課と協議すること。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日(金曜日)まで

なお、業務スケジュールについては、受注者の提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定するものとする。

## 4 背景

人口減少や高齢化の進行、共働き世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、従来型の自治会活動や役割を前提とした「ご近所づきあい」は、多くの市民にとって心理的・時間的な負担となりつつある。その結果、地域コミュニティとの関わりを避ける、あるいは距離を置く市民も増加している。また、自治会をはじめとした地縁組織においては、担い手不足や加入率の低下が進行しており、役員の選出についてもくじや輪番制に依存する状況が見られるなど、従来のような継続的かつ主体的な地域活動の展開が難しくなりつつある。

一方で、近隣住民同士が顔や名前を知らない状態が広がることは、地域のつながりの脆弱化の要因となり、防災、防犯、見守りといった地域力の低下を招くおそれがある。

かつてのご近所づきあいは、生活インフラや日常的な助け合いを地域内で補完する仕組みとして機能していたが、現代においては、スマートフォンの普及によるデジタル化の進展や生活サービスの外部化、ライフスタイルや価値観の多様化等により、日常生活において隣人の手助けを必要とする場面は減少している。このため、従来型のご近所づきあいに対するニーズは相対的に低下しており、役割や責任を伴う関係性を積極的に担おうとする層は限定的になりつつある。

一方で、本市ではこれまで、市民の主体性を重視した施策を通じて、分野別・テーマ別の市民活動が数多く育まれてきた。具体的には、ボランティア・NPO 活動、市民によるシティプロモーション活動、生涯学習活動、複合型コミュニティ(まちのえき)など、市民の関心や得意分野を起点とした多様な活動が市内各地で展開されている。

また、本市は大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた経緯を持ち、通勤・通学等により日中は市外で過ごす住民も多い。このため、居住地周辺での人間関係が形成されにくく、自治会等地縁組織への参加が生活導線に組み込みにくいという構造的な課題を有している。

さらに、令和6年度に実施した市民実感度調査では、地域活動への参加者は一定割合存在する一方、若年層では参加率が低い傾向が確認されている。また、防災訓練やスポーツ・趣味活動など、テーマや関心を起点とした地域活動については、「参加してみたい」「関心がある」と回答する割合が比較的高く、関心を持つ分野から地域と関わりたいという傾向も見られる。

加えて、令和7年度に実施したインタビュー及びワークショップにおいても、市民の中にはテーマ型の市民活動に対する一定の関心が存在している一方で、参加の入口としては、役割や義務を前提とした活動よりも、関心やテーマを起点とした関わりの場が求められている状況が確認された。なお、当該結果の詳細については、【別紙】を参照すること。

これらの状況を踏まえると、本市における新しい地域コミュニティの構築に当たっては、従来の地縁組織への支援を継続しつつ、地域コミュニティとつながっていない層や、自治会等に未加入であるなど地域との関わりが限定的な市民が、関心やテーマを入口として地域と関わることができる環境を整備し、日常の中に緩やかな関係性を育てていくことが重要である。

また、こうした関係性の中で、従来の「互助」や「共助」に加え、近隣住民同士が日常的にゆるやかにつながり、無理のない範囲で支え合う関係、いわゆる「近助(きんじょ)」の考え方を取り入れていくことが求められる。

本業務は、この「近助」の視点を踏まえ、平時から顔の見える関係性を育み、地域における新たな支え合いの基盤を形成することを目指すものである。

## 5 目的

本業務は、市内に存在する多様な市民活動や地域活動を起点として、市民が関心やテーマを入口に地域と関わることができる環境を整備し、多様な関わりしるを持つ「ご近所づきあい」が持続する新たな地域コミュニティを構築することを目的とする。

また、本業務の実施により、将来的に次に掲げる課題の解決に資することを目指す。

### (1) 防災分野における地域の脆弱性の補完

平時から顔の見える関係性を構築し、災害時における避難の声掛けや、住民相互の迅速な助け合いにつなげる。

### (2) 転入者の孤立防止及び子育て世帯の安心感の醸成

濃密な地縁組織への参加に負担を感じる転入者に対し、参加しやすい「緩やかなつながり」を提供する。また、子育て世帯が地域と自然につながり、安心感を得られる環境を整え、定住意向の向上を図る。

### (3) 高齢者支援・介護分野における地域包括力の向上

後期高齢者の増加及び坂の多い地域特性を踏まえ、高齢者の孤立化を防ぐため、「歩いて行ける距離」での交流機会を創出し、孤立の防止及び支援の早期把握につなげる。

## 6 業務実施対象地域

生駒市全域

## 7 業務内容

受注者は、住民同士がつながる場を「発掘・創出・見える化」するため、次に掲げる業務を実施するものとする。なお、各業務の具体的な実施手法、工程、実施体制及び成果指標等については、受注者の提案を踏まえ、発注者と協議の上決定するものとする。

### (1) デジタル技術を活用した「見える化」

本項目は、ポータルサイト、アプリ等のデジタル技術を活用して、市民が日常生活の中で顔の見える関係性を構築できる環境（以下、「本システム」という。）を整備することを目的とする。

本システムとは、本事業の目的達成のために、受注者が提案、構築し、又は活用するデジタル上の仕組み全体をいい、単一のシステム、複数のシステムの組み合わせ又は既存サービスの活用を含むものとする。

具体的には、既存の自治会等の地縁組織や既存の市民活動・地域活動に参加していない市民が、義務や負担感がなく日常生活の中で、顔の見える関係性を構築できるよう、参加のきっかけを生み出し、つながりの継続を支える仕組みを、デジタル技術を活用して構築するものである。

また、本市では、既存の地縁組織や分野別・テーマ別の市民活動が数多く存在する一方で、情報が分散しており、これらの活動に参加したいと考える市民に十分届いていないという課題がある。

このため、本事業では、こうした活動に参加したいと思っている市民と、活動への参加を求める既存の活動団体等の双方に資する情報も併せて発信し、参加又は関与の選択肢として市民に認識される状態を目指す。

なお、機能要件その他必要な事項については、基本要件一覧表（様式5）を参照すること。

本事業の終了後も持続可能な取り組みとするため、導入するデジタル技術は、後年度のランニングコストが過大とならない仕組みを整備する。また、システムの導入と合わせて、庁内や団体等への研修を実施する。

### (2) 新たな場の創出支援（ワークショップ等）

関心やテーマを入口として、地域コミュニティとの接点が希薄な市民を含む多様な市民が、無理なく参加し、住民同士の緩やかなつながりの形成につながる機会又は場を企画し、実施すること。

- ・ 本市内の地域（自治会、小学校区、北・中・南・東・西地区等）において、本事業のターゲット層である市民同士がつながりを持ち、その後も本システムを活用するなどして、そのつながりが継続されるようなワークショップ等を実施すること。
- ・ その結果として、2年間で、概ね2名以上の複数人によるグループを200程度形成することを目指すこと。

### (3) 中間支援機能の設計・構築

上記の(1)、(2)のオンライン及びオフラインの双方の取組を支える中間支援機能について、その在り方を整理し、必要に応じて試行的な取組を行うことにより、本事業終了後の持続的な運営につながる仕組みの構築を図ること。

- ・ (1)及び(2)の取組を通じて得られた知見を整理し、本事業終了後における中間支援の役割、業務内容、担い手像、運営手法及び留意事項等を整理した「中間支援の手引き」を作成すること。
- ・ 中間支援機能の一部を担うことが期待される人材の発掘を行うとともに、本事業終了後において担い手の候補となるよう、必要な育成又は関与の機会を設けること。

### (4) 市民への周知広報及び説明会等の開催

本事業の対象となる市民の参加を促進するため、事業内容の周知広報及び必要な説明の機会を設けること。なお、具体的

な広報手法及び実施内容については、受注者の提案によるものとする。

#### (5)会議録の作成

受注者は、本業務に関する打合せ、協議、説明会その他発注者が必要と認める会議等について、会議録の作成を行うこと。なお、会議録は速やかに発注者へ提出し、その内容について必要に応じて発注者の確認を受けるものとする。

### 8 成果物

本業務に関する成果物を納品すること。なお、書類は A4 または A3 用紙に印刷できる形式で、電子ファイル(PDF 形式及び Microsoft Office【Word、Excel 又は PowerPoint 形式】)で提出すること。

	事業内容	成果物等	提出期限
1	—	会議録	随時
2	(1)デジタル技術を活用した「見える化」	研修資料・操作マニュアル	開催後速やかに
3		運用・保守計画書	運用前
4		作業結果報告書、障害報告書	随時
5		その他履行に当たり必要なもの	随時
6	(2)新たな場の創出支援	実施報告書 ※各回の概要、参加者数、属性、成立グループ、フォロー状況等	随時
7	(3)中間支援機能の設計・構築	中間支援の手引き ※詳細は「7 業務内容」を確認すること	令和 10 年 3 月 31 日
8		その他検討に使用した資料 ※分析資料、ヒアリング結果等	随時
9	—	令和 8 年度事業報告書 ※実施状況、成果及び課題、次年度に向けた改善提案等	令和 9 年 3 月 31 日
10		令和 9 年度事業報告書 ※実施状況、成果及び課題、次年度に向けた改善提案等	令和 10 年 3 月 31 日
11	—	業務完了報告書	令和 10 年 3 月 31 日
12	その他	本業務委託の履行に当たり、発注者が必要と認めるもの	随時

### 9 完了・検査

受注者は、業務完了と同時に、速やかに業務完了届及び第8項に定める成果物を提出し、発注者の検査を受けるものとする。発注者は、提出された成果物について検査を行い、必要があると認めるときは、受注者に対し修正又は再提出を求めることができる。本業務は、発注者の検査に合格したときに完了したものとする。委託料の支払いは、検査に合格した後、受注者の請求により委託料を支払うこととする。

## 10 再委託について

受注者は、業務の一部について再委託をする場合は、あらかじめ、再委託調書を提出し本市の承認を得なければならない。また、業務の主要な部分については、受注者自らが行うこととする。

## 11 調査等

本市が、必要と認めるときは、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

## 12 独自提案

「7 業務内容」以外で、本業務の効果や有効性を高めることが出来る独自の方法、手段等を提案すること。

## 13 その他

- (1)本業務に必要な経費は全て委託料の中に含むものとする。
- (2)受注者は、契約締結後、発注者との初回打合せの際に、業務全体のスケジュール、実施体制、進め方その他必要な事項を記載した業務計画書を提出すること。
- (3)個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (4)前号の他、本業務により知りえた情報等については本業務においてのみ使用するとし、他の目的に使用し又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は保護の解除された後においても同様とする。
- (5)本業務により作成されたチラシ等の制作物及びすべての成果物等の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。なお、「デジタル技術を活用した見える化」に係る取扱いについては、機能要件一覧表(様式5)の定めるところによる。
- (6)受注者は、本業務により作成した成果物について、著作者人格権は、これを行使しないものとする。
- (7)業務の実施に当たっては、受注者は発注者と十分に打合せを行うものとする。本業務に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について協議の必要がある場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- (8)本仕様書は、本業務において想定する最低限の業務の概要を示すものであり、受注者の提案を制限するものではない。受注者は、本業務の目的達成に資する観点から、創意工夫に基づく積極的な提案を行うこと。
- (9)受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了、中止、又は廃止した日の属する年度の終了後5年間これを適切に保存する。
- (10)本業務を中止又は中断した場合は、契約金額のうち業務を行わなかった部分に相当する金額を減額する場合がある。
- (11)提案の作成にあたっては、生駒市自治基本条例、第6次生駒市総合計画及び生駒市市民実感度調査(旧 市民満足度調査)を参照し、作成すること。

### 【参考 URL】

・生駒市自治基本条例

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000001884.html>

・第6次生駒市総合計画

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000023303.html>

・生駒市市民実感度調査(旧 市民満足度調査)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000011559.html>

(12)この事業は、内閣府地域未来交付金(地域未来推進型)の対象事業であるので留意しておくこと。